

輸入の禁止の対象から除外するための基準（規則別表 2 の 2 関係）及びその輸出国への要求事項（実施要領別表関係）

〔下線部が追加又は修正箇所。二重線取り消し線が削除箇所。〕

地域	植物	基準	要求事項	備考
1 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、 <u>くだもの</u> とけい、クリソフィルム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サポジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第 1 に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表 2 の付表第 43、第 51 及び第 53 に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、りんご、きいちご属植物（付表第 3 に掲げるものを除く。）、コーヒーノキ属植物、すのき（こけもも）属植物（付表第 4 に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第 2 に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1 の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。

			【検疫証明書追記例】 ○メキシコ産マンゴウ生果実に対する作業計画（温湯処理及び強制通風加熱処理） 証明書の消毒欄に処理内容の記載 (The Certificate will include the treatment specifications, date and facility registration number.) <i>A) According to the inspection, this product is not infested by fruit flies.</i> <i>B) This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.</i> ○メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係る作業計画（マンゴウ生果実、グレープフルーツ、オレンジ、マンダリン） <i>“These regulated articles are originated of a pests free area”</i>	
2 アルゼンチン、エクアドル、コ	すいか、ゆうがお、かぼちや属植	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ	輸出国植物検疫機関が作成し、	

ロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	物及びきゆうり属植物の生果実	の検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha grandis</i>に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha grandis</i>が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha grandis</i>を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。 【検疫証明書追記例】 各作業計画内に記載。	
3 エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、	かき、カシューナッツ、くだもの とけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーサポテ、	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査	輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫	新たに寄主植物となることが確認された植物を

メキシコ	マメーリング、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトウがらし、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモンを除く。）の生果実	証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	課長」という。）の認定を受け、た作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。 【検疫証明書追記例】 各作業計画内に記載。 ○メキシコ産マンゴウ生果実に対する作業計画（温湯処理及び強制通風加熱処理） （The Certificate will include the treatment specifications, date and	追加。
------	---	---	--	-----

			facility registration number.) <i>A) According to the inspection, this product is not infested by fruit flies.</i> <i>B) This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.</i> ○メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係る作業計画 (マンゴウ生果実、グレープフルーツ、オレンジ、マンダリン) <i>"These regulated articles are originated of a pests free area"</i> ○メキシコ合衆国産グレープフルーツ及びオレンジの生果実の対日輸出に係る作業計画 <i>"The fruits were not produced in Chiapas(*) and treated in concordance with the work plan exporting grapefruit (or orange) from Mexico to Japan."</i> *もしチチュウカイミバエ (<i>Ceratitis capitata</i>) がチアパス州以外の州で発見された場合は、そ	
--	--	--	---	--

			の州を*に記すこと ○メキシコ産グレープフルーツ に関し日メキシコ植物検疫機関 が定めた取扱に係る作業計画 <i>The fruit having been produced outside the State of Chiapas, harvested during the period July 1 to November 30, this shipment destined for Japan apparently is free of fruit fly.</i> <i>This fresh fruit has been produced outside the State of Chiapas as a result of trap surveys, ground and / or aerial bait sprays, the present shipment destined for Japan apparently is free of fruit fly.</i>	
4 エクアドル、エルサルバドル、 ガイアナ、グアテマラ、コスタ リカ、コロンビア、スリナム、 ニカラグア、西インド諸島、パ ナマ、パラグアイ、ブラジル、 ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、 ホンジュラス、メキシコ	アセロラ、アーモンド、ごれんし、 サポジラ、ジャボチカバ、すもも、 なし、びわ、マヤナッツ、マンゴ ウ（別表2の付表第43、第51及 び第53に掲げるものを除く。）、あ かてつ属植物、かき属植物、にん めんし属植物、ばんじろう属植物、 ふともも属植物及びユーゲニア属 植物の生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ の検査の結果検疫有害動植物が付着していな いことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査 証明書又はその写しを添付してあるものであ ること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の 政府機関により定められた作業計画に従い、次 のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）に侵されていない ことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）が 発生していない状態が維持されている地域と して輸出国の政府機関が指定する地域におい て生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設にお	輸出国植物検疫機関が作成し、 かつ、農林水産省消費・安全局 植物防疫課長（以下「植物防疫 課長」という。）の認定を受け た作業計画に基づき、輸出国植 物検疫機関の監督のもとに次の いずれかの措置を行って本害虫 に侵されていないことを確認し 、その旨を検査証明書に追記す ること。なお、（2）の措置を 行った場合は、その旨（当該措 置を行った日付及びその方法を 含む。）を検査証明書の所定の 欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態	

		いて、<i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （２）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。 【検疫証明書追記例】 各作業計画内に記載。 ○メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係る作業計画（マンゴウ生果実、グレープフルーツ、オレンジ、マンダリン） <i>“These regulated articles are originated of a pests free area”</i> ○メキシコ産マンゴウ生果実に対する作業計画（温湯処理及び強制通風加熱処理） 証明書の消毒欄に処理内容の記載 (The Certificate will include the treatment specifications, date and facility registration number.) <i>A) According to the inspection, this</i>	
--	--	--	--	--

			<i>product is not infested by fruit flies.</i> <i>B) This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.</i>	
5 アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ	アキー、アセロラ、かき、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしうがき、すもも、ながきんかん、なし、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適	

			切と認められる方法による処理が行われること。 【検疫証明書追記例】 各作業計画内に記載。 ○米国フロリダ州産カリブミバエ寄主生果実に関し日米植物検疫機関が定めた取扱いに係る作業計画 【検疫管理地域】 1. スタンダードシーズン証明手続きに基づいて証明された果実の場合 <i>“Having been harvested during the period August 1 to April 15 and inspected by the US PPQ, the subject shipment destined for Japan is not believed to be infested by the Caribbean fruit fly.”</i> 2. ポストスタンダードシーズン証明手続きに基づいて証明された果実の場合 <i>“As a result of trap surveys, ground and / or aerial bait sprays and export inspection by the US PPQ, the subject shipment destined for Japan is not believed to be infested by the Caribbean fruit fly.”</i> 【低温処理及び臭化メチル】 3. 短期間低温処理（植物検疫証明証の余白部分に次の付記）	
--	--	--	--	--

			<i>“The subject fresh fruits were produced in (an) area(s) where the infestation density of the Caribbean fruit fly was low. Upon completion of the dissection examination of the fruit sample collected at random from the lot covered under this certificate, no live Caribbean fruit fly was detected.”</i>	
6 アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、<u>エクアドル</u>、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	アルファルファ、さつまいも、せいやうひるがお、そらまめ、こたちとまと、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、 <i>Bactericera cockerelli</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera cockerelli</i>に侵されていないこと （<i>Bactericera cockerelli</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 6 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the</i>	新たに発生が確認された地域を追加。

			<i>Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
7 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、<u>ベルギー</u>、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、<u>チュニジア</u>、モロッコ	エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろざ、しろばなようしゅちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいようのだいこん、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたくさ、あぶらな属植物及びなす属植物の生茎葉及び生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera nigricornis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera nigricornis</i>に侵されていないこと（<i>Bactericera nigricornis</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 7 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	新たに発生が確認された地域を追加。
8 イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、<u>チェコ</u>、<u>ハンガリー</u>、<u>フランス</u>、	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵	新たに発生が確認された地域を追加。

ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、<u>チュニジア、モロッコ</u>		と。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera trigonica</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera trigonica</i>に侵されていないこと（<i>Bactericera trigonica</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 8 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
9 インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、スーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島	アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすすしろもどき、エルカ・ウェシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリヤ・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペスティフェル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、トマト、にせか	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Circulifer tenellus</i>（テンサイヨコバイ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Circulifer tenellus</i>（テンサイヨコバイ）に侵されていないことが特記されていること。	当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 9 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	

	らくさけまん、にんじん、のほらがらし、はたざおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パポッサ、ほうれんそう、やりのほあかざ、レピディウム・ラシオカルプム、あかざ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリッサム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゆ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マッティオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉			
10 アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム	いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしょ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジユウイチホシウリハムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジユウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。	当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 10 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	

11 南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド	アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、ばれいしょ、ムクナ・プルリエンス、もも、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。	当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 11 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
12 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 、モルドバ、モンテネ	おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。	当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 12 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	国名の変更。

グロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド				
13 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、 マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	にれ属植物の木材	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus multistriatus</i>（セスジクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus multistriatus</i>（セスジクイムシ）に侵されていないこと（<i>Scolytus multistriatus</i>（セスジクイムシ）について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 13 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	国名の変更。
14 インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アン	にれ属植物の木材	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証	当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成	

ドラ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア		明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパニレノキクイムシ）について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 14 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
15 モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア	イノンド、おらんだぜり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん及びひめういきょうの生茎葉	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Trioza apicalis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Trioza apicalis</i>に侵されていないこと（<i>Trioza apicalis</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、	

			かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 15 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
16 アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド	あめりかいわなんてん、ウァッキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようとのき、せいようばくちのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロツパぐり、ロマティア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、<i>Phytophthora kernoviae</i> に侵されていないことが特記されていること。	培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 16 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
17				

アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルグ、アメリカ合衆国、カナダ	とさみずき、ノトリトカルプス・デンシフロルス、ヒドラングア・シーマニアイ、アジアントム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きようちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、<i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。	培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 17 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
--	---	--	---	--

	すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんさく属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とねりばはぜのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしきぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロツティア属植物、はんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植			
--	---	--	--	--

	物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの			
18 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、 <u>北マケドニア共和国</u> 、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 、ルーマニア、ロシア	ゼルコウア・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）及び木材	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> に侵されていないことが特記されていること。	当該植物が輸出される前に、本菌の媒介害虫の付着の有無並びに本菌による葉の黄化・萎凋の病徴、枝枯れの病徴及び枝又は幹の樹皮を剥ぐと現れる褐色の条斑等の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行って本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 18 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	国名の変更。
19 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないこ	(1) 種子について 次のいずれかの措置を行っ	

国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	とを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。	て本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行うこと。 イ 栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。 (2) 生植物について 以下のいずれかの種子であつて本細菌に侵されていないことが確認されている種子から生産され、本細菌の汚染防止措置が行われているほ場（栽培施設を含む。）で栽培されたものについて、当該植	
--	---	---	--	--

			物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 採種用の親植物について、ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行った種子 イ 栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行った種子 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 19 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
--	--	--	---	--

20 イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	あめりかぼうふう、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> に侵されていないことが特記されていること。	当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 20 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i> ニンジンの種子については、輸入時の2次検査にて遺伝子診断法検査を実施。ただし、輸出国において、遺伝子診断法検査若しくは50℃20分の温湯浸漬若しくは50℃72時間の乾熱処理が行われ、当該病菌が付着していない旨の記載が検査証明書にある場合又は輸入者若しくは管理者から要望があり、輸入時の1次検査の後、輸入者、管理者若しくは植物防疫官により50℃20分の温湯浸漬若しくは50℃72時間の乾熱処理が行われる場合を除く。	新たに発生が確認された地域を追加。
--	--	---	---	--------------------------

			【検疫証明書追記例】 種子消毒を実施した場合: <i>The seeds in the lot were disinfected by heat treatment specified in "Disinfestation and/or Disinfection Treatments" on the certificate to ensure freedom from Candidatus Liberibacter solanacearum.</i> 種子検定を実施した場合: <i>A sample of 10,000 seeds in the lot was tested by PCR and found to be free from Candidatus Liberibacter solanacearum.</i>	
21 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、<u>アルゼンチン</u>、チリ、オーストラリア、ニュージーランド	キウイフルーツ、さるなし、しまさるなし及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3に侵されていないことが特記されていること。 一 花粉については、輸出国の政府機関が指定する<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること。 二 花粉以外の生植物については、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3が発生していな	（１）花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国植物検疫機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 （２）花粉以外の生植物について 本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検	新たに発生が確認された地域を追加。

		い状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。	査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 21 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
22 パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド	ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Spiroplasma citri</i> に侵されていないことが特記されていること。	当該植物の展葉期に、ELISA 法等の適切な血清学的方法又はPCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 22 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
23 台湾、イスラエル、イラン、イタリア、スペイン、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	<u>アエスクルス・ヒブリダ</u> 、 <u>あおげいとう</u> 、 <u>アカシア・サリグナ</u> 、 <u>アガティス・アウストラリス</u> 、 <u>アスパラガス・アクティフォリウス</u> 、アボカド、あめりかえのき、あめりかさいかち、あめりかすずかけのき、あめりかはなずおう、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、アルテミシア・アルボ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Xylella fastidiosa</i> に侵されていないこ	当該植物の展葉期に、ELISA 法等の適切な血清学的方法又はPCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】	新たに発生が確認された地域及び宿主植物となることが確認された植物を追加。

	<u>レスケンス</u>、<u>アルテミシア・ダグラシアナ</u>、<u>アルテルナンテラ・テネラ</u>、<u>アルヌス・ロンビフォリア</u>、<u>アルビジア・ユリブリッシン</u>、<u>アルファルファ</u>、<u>アレクトリオン</u>・<u>エクスケルスス</u>、<u>あれちのぎく</u>、<u>アンブロシア・トリフィダ</u>、<u>アンブロシア・プシロスタキア</u>、<u>アンペロプシス・アルボレア</u>、<u>アンペロプシス・コルダタ</u>、<u>アンティリス・ヘルマニアエ</u>、<u>イウァ・アンヌア</u>、<u>いちじく</u>、<u>いちよう</u>、<u>いわだれそう</u>、<u>ウイテクス・ルケンス</u>、<u>ウエストリンギア・グラブラ</u>、<u>ウエストリンギア・フルティコサ</u>、<u>うまごやし</u>、<u>うらじろあかめがしわ</u>、<u>ウレクス・ミノル</u>、<u>エウカリプツス・カマルドゥレンシス</u>、<u>エウカリプツス・グロブルス</u>、<u>エウリオプス・クリサンテモイデス</u>、<u>エウリオプス・ペクティナツス</u>、<u>エキノクロア・クルスガルリ</u>、<u>エスカロニア・モンテビデンシス</u>、<u>えぞのへびいちご</u>、<u>えにしだ</u>、<u>エレモフィラ・マクラタ</u>、<u>エンケリア・ファリノサ</u>、<u>おおあざみ</u>、<u>おおあれちのぎく</u>、<u>おきなわすずめうり</u>、<u>おとめふうろ</u>、<u>オリガヌム・マヨラナ</u>、<u>オリーブ</u>、<u>かなむぐら</u>、<u>カマエクリスタ・ファスキクラタ</u>、<u>からすむぎ</u>、<u>からたち</u>	とが特記されていること。	<i>Fulfills item 23 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
--	--	---------------------	--	--

	、カリコトメ・スピノサ、カリコトメ・ビルロサ、かりふおるにあずかけのき、キスツス・アルビドウス、キスツス・クレティクス、キスツス・サルウィーフォリウス、キスツス・モンスペリエンシス、キティスス・ビルロスス、ぎようぎしば、ぎんばいか、クサンティウム・ストルマリウム、クサンティウム・スピノスム、グレヴィレア・ユニペリナ、くろばとべら、くろみぐわ、げつけいじゆ、デニスター・コルシカ、デニスター・モンस्पessusラナ、ケルキス・オッキデンタリス、こえびすぐさ、こしょうぼく、こせんだんぐさ、こぬかぐさ、こはこべ、コプロスマ・レペンス、コプロスマ・ロブスタ、コリノカルプス・ラエウイガツス、コロキア・コトネアステル、コロキア・マクロカルパ、<u>コロニラ・ヴァレンティナ</u>、<u>コロノプス・ディディムス</u>、<u>コンウォルウルス・クネオルム</u>、サルウィア・アピアナ、サルウィア・メリフェラ、さるすべり、サルソラ・ツラグス、<u>シシンブリウム・イリオ</u>、<u>しますずめのひえ</u>、ジャカラнда・ミモシフォリア、しろざ、<u>しろつめくさ</u>、<u>しんくりのいが</u>、<u>しんのうやし</u>、<u>すいかずら</u>、<u>す</u>			
--	--	--	--	--

	<u>ずめのかたびら、すべりひゆ、ス</u> <u>ペルマコセ・ラティフォリア、せ</u> <u>いばんもろこし、せいようきづた</u> <u>、せいようきようちくとう、せい</u> <u>ようずおう、せいようひるがお、</u> <u>セタリア・マグナ、せねがるやし</u> <u>、ソラヌム・エラエアグニフォリ</u> <u>ウム、ソリダゴ・ウィルガウレア</u> <u>、ソリダゴ・フィスツローサ、た</u> <u>いさんぼく、ダツラ・ライティイ</u> <u>、たわだぎく、チタルパ・タシュ</u> <u>ケンテンシス、つるうめもどき、</u> <u>ディギタリア・インスラリス、デ</u> <u>ィギタリア・サングイナリス、デ</u> <u>ィギタリア・ホリゾンタリス、デ</u> <u>ィモルフオテカ・フルティコサ、</u> <u>ティランジア・ウスネオイデス、</u> <u>テウクリウム・カピタツム、テー</u> <u>ダまつ、てりみのいぬほおずき、</u> <u>とうぐわ、とうねずみもち、どく</u> <u>にんじん、とげちしや、ながばあ</u> <u>かしあ、ながばぎしぎし、なずな</u> <u>、なんてん、にちにちそう、ニュー</u> <u>ーサイラン、ネプツニア・ルテア</u> <u>、のげし、のぶどう、のぼろぎく</u> <u>、のりうつぎ、はいきんぼうげ、</u> <u>はうちわのき、バージニアづた、</u> <u>バーベナ・リトラリス、はりえに</u> <u>しだ、ハロラギス・エレクタ、ひ</u> <u>げながすすめのちやひき、ピスタ</u> <u>シオノキ、ピットスポルム・ウン</u>			
--	--	--	--	--

	ベラツム、ピットスポルム・エウ ゲニオイデス、ピットスポルム・ クラッシフォリウム、<u>ひとつばた</u> <u>ご</u>、<u>ひまわり</u>、<u>ひめいらくさ</u>、<u>ひ</u> <u>めむかしよもぎ</u>、<u>ファグナロン</u>・ <u>サクサチレ</u>、<u>フィリレア</u>・<u>ラティ</u> <u>フォーリア</u>、<u>ふうりんぶつそうげ</u> 、<u>フォルミウム</u>・<u>クッキアヌム</u>、 <u>フクシア</u>・<u>マゲラニカ</u>、<u>ふくわば</u> <u>もくげんじ</u>、<u>ふさあかしあ</u>、<u>ぶた</u> <u>くさ</u>、<u>ぶな</u>、<u>ブラシカ</u>・<u>ニグラ</u>、 <u>ペカン</u>、<u>ヘテロメレス</u>・<u>アルプテ</u> <u>イフォリア</u>、<u>へらおおばこ</u>、<u>ヘリ</u> <u>クリスム</u>・<u>イタリクム</u>、<u>ヘリクリ</u> <u>スム</u>・<u>ストエカス</u>、<u>ぺるしやぐる</u> <u>み</u>、<u>ほそむぎ</u>、<u>ホホバ</u>、<u>ポリガラ</u> ・<u>ミルティフォリア</u>、<u>ポリゴヌム</u> ・<u>アレナスツルム</u>、<u>ポリゴヌム</u>・ <u>ペルシカリア</u>、<u>ポリゴヌム</u>・<u>ラパ</u> <u>シフォリウム</u>、<u>マルウァ</u>・<u>パルウ</u> <u>イフロラ</u>、<u>まるばつゆくさ</u>、<u>マル</u> <u>ビウム</u>・<u>ウルガレ</u>、<u>まんねんろう</u> 、<u>ミオポルム</u>・<u>インスラレ</u>、<u>ミオ</u> <u>ポルム</u>・<u>ラエツム</u>、<u>むぎくさ</u>、<u>む</u> <u>くげ</u>、<u>むくろじ</u>、<u>めりけんがやつ</u> <u>り</u>、<u>メリコペ</u>・<u>テルナタ</u>、<u>メリタ</u> ・<u>シンクライリー</u>、<u>メリッサ</u>・<u>オ</u> <u>ッフィキナリス</u>、<u>モディオラ</u>・<u>カ</u> <u>ロリニアナ</u>、<u>もみじばふう</u>、<u>モン</u> <u>ティア</u>・<u>リネアリス</u>、<u>やなぎばぐ</u> <u>み</u>、<u>ヤポンノキ</u>、<u>ユグランズ</u>・<u>カ</u>			
--	--	--	--	--

	<u>リフォルニカ、ユーゲニア・ミル</u> <u>ティフォリア、ユニペルス・アシ</u> <u>エイ、ユーフォルビア・カマエシ</u> <u>セ、ユーフォルビア・テラキナ、</u> <u>ユーフォルビア・ヒルタ、ゆりの</u> <u>き、ようしゆきだちるりそう、</u> うしゆきだちるりそう、<u>ラティビ</u> <u>ダ・コルムナリス、ラムヌス・ア</u> <u>ラテルムス、リカルディア・ブラ</u> <u>ジリエンシス、ルス・ディベルシ</u> <u>ロバ、ルドヴィギア・グランディ</u> <u>フロラ、ルピヌス・アリドルム、</u> <u>ルピヌス・ウィロスス、レダマ、</u> <u>レッドマルベリー、ロサ・カニナ</u> <u>、ロサ・カリフォルニカ、ロサ・</u> <u>フロリブンダ、エリシムム属植物</u> <u>、おおふともも属植物、おらんだ</u> <u>ふうろ属植物、かえで属植物、き</u> <u>いちご属植物、きんかん属植物、</u> <u>くわがたそう属植物、こなら属植</u> <u>物、コーヒーノキ属植物、さくら</u> <u>属植物、すのき（こけもも）属植</u> <u>物、ストレプトカルパス属植物、</u> <u>せんねんぼく属植物、つるにちに</u> <u>ちそう属植物、とねりこ属植物、</u> <u>なし属植物、にれ属植物、にわと</u> <u>こ属植物、バッカリス属植物、ひ</u> <u>とつばえにしだ属植物、ぶどう属</u> <u>植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニ</u> <u>ューム属植物、みかん属植物、や</u> <u>なぎ属植物、ラウアンドウラ属植</u>			
--	---	--	--	--

	物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの			
24 インド、中華人民共和国、バン グラデシュ、アフガニスタン、 イスラエル、イラン、トルコ、 イタリア、ウクライナ、英国、 オーストリア、オランダ、ギリ シャ、クロアチア、スペイン、 スロベニア、チェコ、ドイツ、 フランス、ベラルーシ、ベルギ ー、ポーランド、マルタ、モン テネグロ、ロシア、エジプト、 ガーナ、ナイジェリア、アメリ カ合衆国、コスタリカ、ドミニ カ共和国、ベネズエラ、ペルー、 メキシコ、オーストラリア、ニ ュージーランド	とうがらし、トマト、はりなすび、 ばれいしよ及びペチュニア属植物 の種子であつて栽培の用に供する もの並びにアトリプレクス・セミ ルナリス、アボカド、いぬほおず き、おおせんなり、コニザ・ボナ リエンス、しまほおずき、スト レプトソレン・ジェイムソニー、 せんなりほおずき、ソラヌム・ラ ントネッティー、ダツラ・レイク ハルティー、 <u>たまさんご</u> 、 タマサ ンゴ 、つるはななす、とうがらし、 トマト、はりなすび、ばれいしよ、 ペピーノ、ラゴディア・エレマエ ア、カリブラコア属植物、ケスト ルム属植物、ダリア属植物、ブル グマンシア属植物及びペチュニア 属植物の生植物（種子及び果実を 除く。）であつて栽培の用に供し得 るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ の検査の結果検疫有害動植物が付着していない ことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証 明書又はその写しを添付してあるものであるこ と。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩 基配列を検出するために適切と認められる方法 による検査が行われ、かつ、 <i>Potato spindle tuber viroid</i> （ジャガイモやせいもウイロイド）に侵さ れていないことが特記されていること。	（１）種子について 採種用の親植物又は当該親植 物から採種された種子について RT-PCR法等の適切な遺伝子的 手法による検定を行って本ウイ ロイドに侵されていないことを 確認し、その旨を検査証明書に 追記すること。なお、検定は、 国際種子検査協会が定める国際 種子検査規程の抽出方法に準拠 した方法で同一の荷口単位から 無作為に抽出した4,600粒につい て、最大400粒ずつ行うこと。 （２）生植物について 生育期中又は輸出検査時に、 同一の荷口単位から無作為に抽 出した検体について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法によ る検定を行って本ウイロイドに 侵されていないことを確認し、 その旨を検査証明書に追記する こと。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 24 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance</i>	植物名の表記の 修正。

			No73/1950)	
25 中華人民共和国、シリア、トルコ、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノポディウム・ムラレ、コニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、ディプロタクシス・エルコイデス、トマト、バツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピプタテルム・マルチフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、めぼうき、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、おおばこ属植物、オノポルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepino mosaic virus</i> に侵されていないことが特記されていること。	(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定にあつては最大250粒ずつ、RT-PCR法等の遺伝子的手法による検定にあつては最大400粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	

			【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 25 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
26 イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマトントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、トマト、ネマトンツス・ウェッツテイニ及びブルンフェルシア・ウンドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Columnnea latent viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。	（１）種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 （２）生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	

			【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 26 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
27				
28	インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、チュニジア、セネガル、コートジボワール	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、たまさんご、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tomato apical stunt viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。	（１）種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 （２）生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

			【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 28 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
29 インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、<u>ハワイ諸島</u>	トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、ひめつるにちにちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>（トマト退緑萎縮ウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。	（１）種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 （２）生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	新たに発生が確認された地域を追加。

			【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 29 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
30 タイ、オランダ、カナダ	とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物（種子及び果実を除く除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepper chat fruit viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。	（１）種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 （２）生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】	新たに伝搬経路となることが確認されたトマトの種子を対象とすることによる記載の見直し。

			<i>Fulfills item 30 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
31 カナダ、メキシコ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato planta macho viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。	<u>（１）種子について</u> 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。 <u>（２）生植物について</u> 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】	新たに伝搬経路となることが確認されたトマトの種子を対象とすることによる記載の見直し。

			Fulfills item 31 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)	
32 インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア	エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・プルケルム、 <u>とるこぎきょう</u> 、 とるこぎきょう 、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Peronospora chlorae</i> に侵されていないことが特記されていること。 一 種子については、<i>Peronospora chlorae</i> が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する <i>Peronospora chlorae</i> が発生していない栽培施設において生産されること。	(1)種子について 採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (2)生植物について 本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産され、本菌の発生がない状態が維持されている施設として輸出国植物検疫機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は 60℃ 以上で 30 分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒 イ 生育期中の薬剤散布	国名の変更及び植物名の表記の修正。

			【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 32 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
33 <u>インド、パキスタン</u>	<u>あわ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし及びらつかせいの種子であって栽培の用に供するもの並びにあわ、いね、おむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし及びらつかせいの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの</u>	1 <u>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u> 2 <u>1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Indian peanut clump virus に侵されていないことが特記されていること。</u>	<u>(1) 種子について</u> <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。</u> <u>(2) 生植物について</u> <u>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>	新たに指定する検疫有害植物に対する輸入検疫措置を規定。

			【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 33 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
34 <u>タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島</u>	<u>とうもろこしの種子であって栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの</u>	1 <u>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u> 2 <u>1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Maize chlorotic mottle virus に侵されていないことが特記されていること。</u>	<u>（１）種子について</u> <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあって</u>	新たに指定する検疫有害植物に対する輸入検疫措置を規定。

			<u>も最大 100 粒ずつ行うこと。</u> <u>(2) 生植物について</u> <u>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 34 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
35 <u>イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア</u>	<u>えんどう及びそらまめの種子であって栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの</u>	1 <u>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u> 2 <u>1 の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Pea early-browning virus に侵されていないことが特記されていること。</u>	<u>(1) 種子について</u> <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単</u>	新たに指定する検疫有害植物に対する輸入検疫措置を規定。

			<u>位から無作為に抽出した3,100粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR 法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあって</u> <u>も最大100粒ずつ行うこと。</u> <u>(2) 生植物について</u> <u>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 35 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
36 <u>中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ、メキシコ</u>	<u>とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供し得るもの</u>	1 <u>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u> 2 <u>1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法に</u>	<u>(1) 種子について</u> <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記するこ</u>	新たに指定する検疫有害植物に対する輸入検疫措置を規定。

		<u>よる検査が行われ、かつ、Tomato brown rugose fruit virus に侵されていないことが特記されていること。</u>	<u>と。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。</u> <u>(2) 生植物について</u> <u>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
<u>37</u> <u>インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、エストニア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、セーシェル、チュニジア、モロッコ</u>	<u>あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゅうり、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、だいず、たかさぶろう、とうがん、とかどへち</u>	<u>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u> <u>2 1 の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、</u>	<u>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> 【検疫証明書追記例】	新たに指定する検疫有害植物に対する輸入検疫措置を規定。

	<u>ま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、へちま、ペポかぼちや、メロン、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの</u>	<u>かつ、Tomato leaf curl New Delhi virus に侵されていないことが特記されていること。</u>	<i>Fulfills item 37 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
38 大韓民国、中華人民共和国	<u>すいか及びペポかぼちやの種子であって栽培の用に供するもの並びにすいか、ペポかぼちや及びゆうがおの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの</u>	1 <u>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u> 2 <u>1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Zucchini green mottle mosaic virus に侵されていないことが特記されていること。</u>	<u>(1) 種子について</u> 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、<u>国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR 法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。</u> <u>(2) 生植物について</u> 生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無	新たに指定する検疫有害植物に対する輸入検疫措置を規定。

			<u>作為に抽出した検体について ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 38 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
--	--	--	--	--